

岡山県医療ソーシャルワーカー協会グループ研修会支援事業について

【目的】 グループ研修会支援事業の目的

1. 医療ソーシャルワーカーは、日々の業務において、心理・社会的問題を把握し、その改善に向けて創意工夫をすること、そして常にソーシャルアクションを意識して活動することが大切である。今日では、心理・社会的問題が多岐にわたり、また、複雑化している。医療ソーシャルワーカーの業務も専門分化の傾向にあるため、各々の分野でさらに深い知識と技術が求められている。そこで本事業は、さらに専門分野の知識を深めたいという会員の要望に応えるため、会員が独自に行っている専門分野別の研修会に対して支援するものである。

【設置】 グループ研修会（以下、研修会）を発足させる場合は、以下の要件を満たす必要がある。

1. 同じ目的を持つ会員が3名以上いること。
2. 研修会構成員の中から、1名を代表として、学習の内容（保健・医療・福祉に関すること）、目的、メンバー構成を书面で、岡山県医療ソーシャルワーカー協会（以下、協会）研修部部長に報告する。
研修部理事で検討の上、協会理事会で承認されること。
3. 研修会の承認期間は、原則一年とする。継続する場合、一年ごとに申請を要する。但し、途中で承認されたものに関しては、年度末までの承認とする。
4. 研修会の承認は、年間3組までとする。

【組織】 グループ研修会構成員

1. 研修会の代表者は、協会のA会員とする。
2. 研修会は、代表者の他に会計を置く。また、会計は協会のA会員とする。
3. 構成員の新規加入・退会については研修会の代表に一任する。
4. 複数の研修会に所属する場合は、代表者の承認が得られれば所属を認める。

【活動】 活動について

1. 研修会は、年間の活動内容を研修部部長に報告しなければならない。
2. 研修会の活動の中で得た情報があれば必要に伴ない、協会ホームページ又は、協会ニュースで会員に報告すること。
3. 研修会は、年間2回以上行うこと。
4. 研修会の運営・開催・講師の依頼その他活動に関する事務は、研修会独自で行えるものとする。

【助成金】 助成金について

1. 研修会の助成金は年間4万円以内とする。
2. 会計報告を協会の会計担当理事に年一回行うこと。
3. 予算は、物品・会場費・通信費等に使用する。

（この内規は、2013年11月20日理事会において承認された）